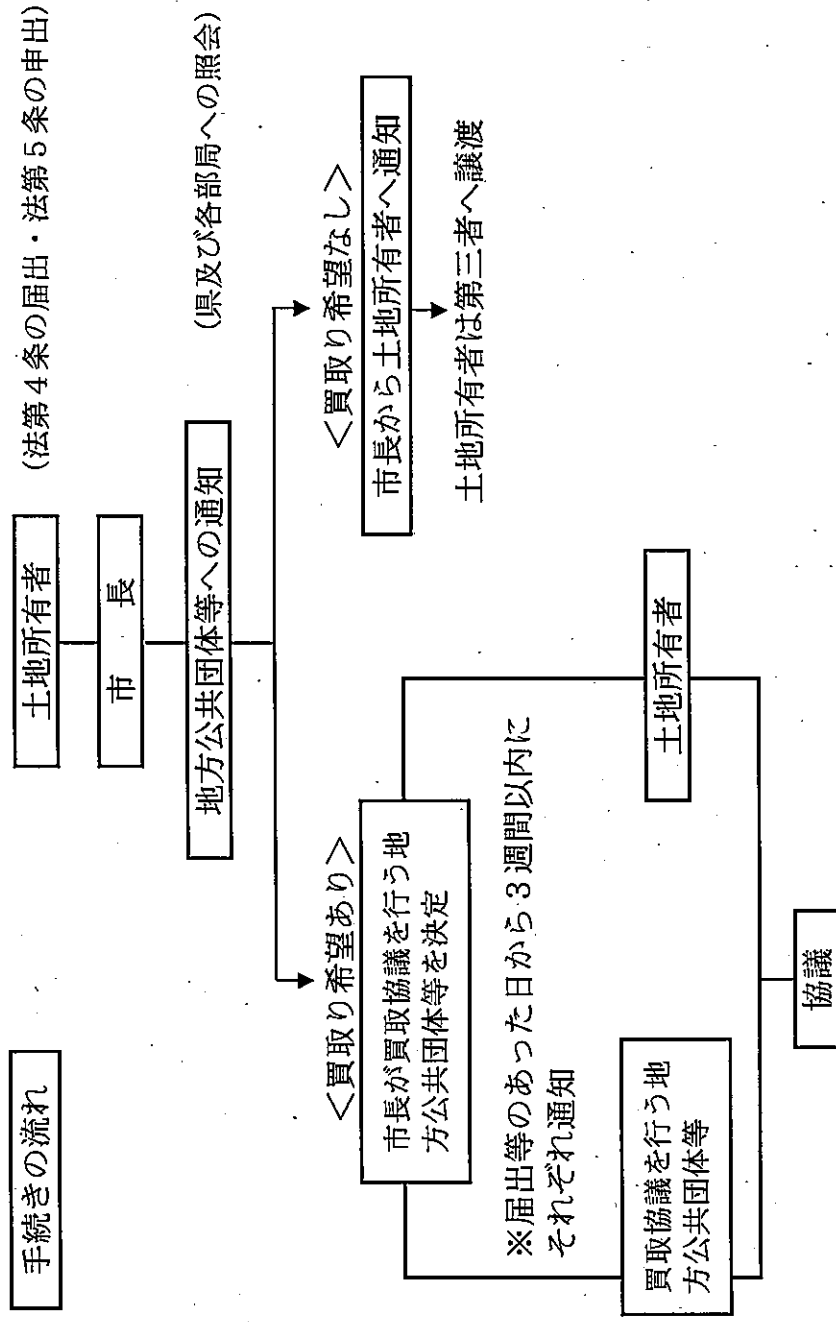


# 公有地の拡大の推進に関する法律

## 手続き概要

1. 法律の目的
  - 都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するための土地の先買い制度
2. 対象区域・面積
  - **都市計画区域** (都市計画法第4条第2項) であること。
  - **事前届出義務** (公拡法第4条第1項) — 民間同士で土地売買する場合
    - ・ 都市計画法施設等区域内 200㎡以上
    - ・ 市街化区域 5,000㎡以上
    - ・ 市街化区域・市街化調整区域以外の都市計画区域 10,000㎡以上
  - **自主的申出** (公拡法第5条第1項) — 地方公共団体に土地の買取を申し出る場合
    - ・ 都市計画法施設等の区域内、その他都市計画区域内の土地 100㎡以上

## 手続きの流れ



【協議成立】 当該地方公共団体等へ譲渡  
 【協議不成立】 第三者へ譲渡

税法上の特典

地方公共団体等へ譲渡した場合、譲渡所得の1,500万円控除  
 ※税務署と事前協議が必要